

令和5年10月10日

ご利用者の皆様

一般社団法人佐賀県労働基準協会

当協会の適格請求書発行事業者登録番号について

令和5年10月1日、「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が開始されたことから、当協会の適格請求書発行事業者登録番号について、下記のとおり登録済みであることをお知らせします。

当協会の佐賀支部、唐津支部、武雄支部、伊万里支部についても同様の番号になります。

講習会については、令和5年5月から、受講料支払者に対し適格請求書に該当する領収証を発行しています。

安全衛生用品販売等については、令和5年10月1日以降、適格請求書に該当する領収証を発行します。。

記

法人名 一般社団法人佐賀県労働基準協会

適格請求書発行事業者登録番号 **T6300005000091**

- ※1 現金支払いの場合、請求書は発行せず、適格請求書に該当する領収証を発行します。
請求書が必要な場合は、個別にご連絡ください。
- ※2 国税庁によれば、適格請求書とは請求書や納品書、領収書、レシート等、その名称は問わないとされています。
- ※3 当協会の会員がお支払いいただいている年会費は、消費税の対象にはなりません。

<問い合わせ先>

〒845-0031 一般社団法人 佐賀県労働基準協会 本部
電話：0952-37-8277 FAX：0952-37-8278
メール：saroukikyo@lib.bbiq.jp